

クルクルごみ減量通信

第28号

「生ごみ」って実は、家庭で減らすことができるんです！

皆さんの家庭で必ず出る生ごみ。そのまま燃えるごみとして捨てていませんか？実は、生ごみは分解・堆肥化することで家庭菜園の土に使用できます。さらに家庭から出るごみの減量にもつながります。

本市では、そんな生ごみを家庭でカンタンに堆肥化・減量することのできる「生ごみ処理機等」に対して購入費の補助をしています。是非購入をご検討ください。生ごみ処理機等の購入補助制度の概要は下記の表をご覧ください。

生ごみ処理機等購入補助金制度の概要

対象者	<p>次の条件を満たすかたで、対象機器の購入後6ヶ月以内に申請を行ってください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 尾張旭市内に住所を有し、現に居住しているかた ● 日本国内の販売店から生ごみ処理機等(中古品を除く)を購入したかた <p>ただし、事業所(事業者)は対象外です。</p>		
対象機器	生ごみ処理機	生ごみ堆肥化容器 (コンポスト容器)	生ごみ発酵用密閉容器
	 <p>・加熱やバクテリア等で生ごみを分解し、容積を減少させるもの</p>	 <p>・容器の上部にふたがあり、生ごみの堆肥化を促進する機能を有するもの</p>	 <p>・密閉式で、EMIぼかし菌(生ごみ発酵剤)を使用して生ごみの容積を減少させる機能を有するもの</p>
補助率	購入価格の2分の1	購入価格の2分の1	購入価格の2分の1
限度額	8,000円	3,000円	1,000円
台数制限	1世帯1基まで	1世帯5基まで	1世帯5基まで
申請方法	<p>次の提出書類に必要事項を記入のうえ、環境課へ提出してください。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 生ごみ処理機等購入補助金交付申請書兼実績報告書(第1号様式) ② 補助金請求書(第3号様式) ③ 領収書(原本)※申請者の氏名と商品名を記載してください。 <p>①及び②の申請書様式は、市役所環境課窓口で配付するほか、市ホームページからダウンロードできます。</p>		
注意事項	<p>・生ごみ処理機について、以前に申請したことがあるかたは、補助金交付決定日の翌日から3年が経過していないと再度申請はできません。</p> <p>・割引券を使用した分の料金につきましては、補助金の対象外とさせていただきます。</p>		